

羽津会館の使用及び管理に関する規程

(趣旨)

第1条 羽津会館の使用及び管理に関する規則第1条の規定に基づき規則の施行について必要な事項を定める。

(開館・時間)

第2条 羽津会館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

(設備の持ち出しの禁止)

第3条 会館内にある設備備品は館外に持ち出し使用することはできない。ただし、理事長の許可を受ければ館外に持ち出すことができる。

(使用者の厳守事項)

第4条 使用者及び会館使用者は、規則及びこの規定に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- イ. 使用を許可されていない施設を使用し又は立ち入らないこと。
- ロ. 会館内は禁煙とする。
- ハ. 許可を受けずに物品の展示若しくは販売をし、または金品の寄付募集等の行為をしないこと。
- ニ. 許可を受けずに張り紙をし、又はくぎ類を打ち建物その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- ホ. 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ヘ. その他理事長が定める事項及び事務局の指示に従うこと。

(補則)

第5条 この規定に定めるほか必要な事項は別に定めることができる。

附則 この規程は昭和60年1月26日から施行する。
第4条ロの改正は平成22年4月25日から施行する。